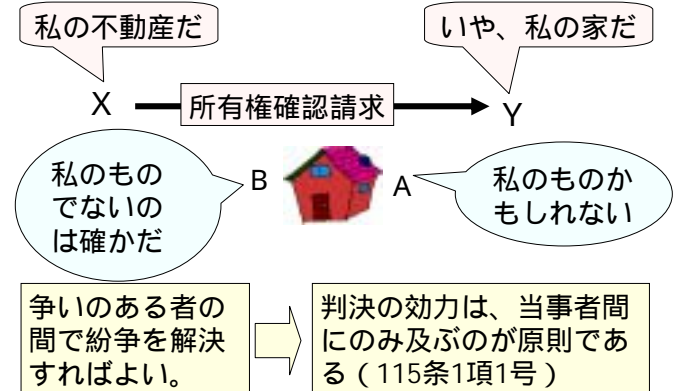


法務部・知的財産部のための 民事訴訟法セミナー

関西大学法学部教授
栗田 隆

第3回 共同訴訟

紛争の相対的解決の原則

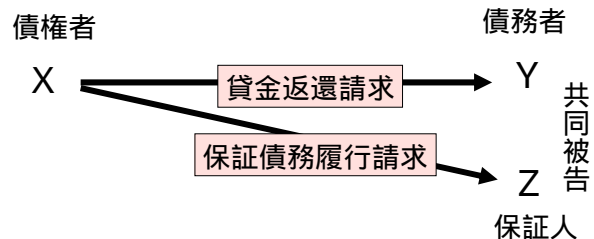


T. Kurita

2

共同訴訟（38条）

- 1つの訴訟手続の当事者の一方または双方の側に数人の者が登場している訴訟形態を共同訴訟という。



T. Kurita

3

共同訴訟の要件

- 訴えの主観的併合要件（38条）
 - 権利義務の共通 数人の連帯債務者に対する給付請求など
 - 同一原因 同一事故に基づく数人の被害者の損害賠償請求など
 - 同種権利義務・同種原因 同種の売買契約に基づき数人の買主に代金請求する場合など
- その他の要件
 - 共通の管轄権があること（7条に注意）
 - 客観的併合の要件を充足すること（136条）

T. Kurita

4

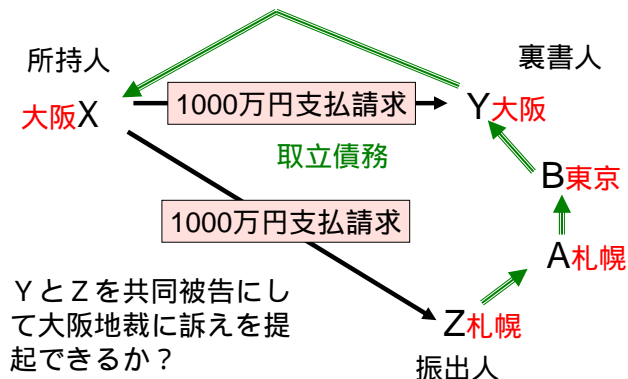
共同訴訟の関連裁判籍（7条）

- 現行法は、請求間の関連性を基準にして、38条前段の場合には関連裁判籍を認め、後段の場合には認めていない。

続

- しかし、請求間の関連性という考慮のみで関連裁判籍の問題を解決することには無理がある。次のことも考慮して、弾力的に当事者双方の利害のバランスをはかることが必要である。
 1. 訴訟資料の共通性
 2. 裁判統一の必要性
 3. 併合されることになる当事者の利益保護など

手形金支払請求



訴額の算定（9条）

- 共同訴訟の場合にも、9条（併合請求の場合の訴額の算定についての特則）の適用がある。
- 訴え提起の手数料は、金額が増加するに従って増加するが、増加率は遞減するので、手数料の節減となる

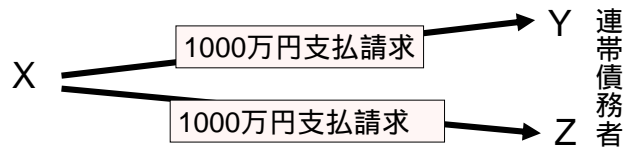
原告側合算の例（9条1項本文）

- 最高裁判所平成12年10月13日第2小法廷決定（平成12年（行フ）第1号）
- 開発区域の周辺住民207名が林地開発行為許可処分の取消しを求める訴えを提起したが、訴えで主張する利益が原告に共通であるとは言えず、各原告の利益を合算の上で手数料額を算定すべきであるとされた事例。

たとえば

- 訴えをもって主張した利益の総額は、 $160\text{万円} \times 207\text{人} = 3\text{億}3120\text{万円}$
- これに対する訴え提起の手数料額は、 $101\text{万}6000\text{円}$
- これを207名で分担すると、一人当たり、 $101\text{万}6000 \div 207 = 4909\text{円}$ となる。
- 単独提訴の場合には、訴額160万円に対する手数料1万3000円を各自が払う。

利益共通の例（9条1項但書き）



- 別訴であれば手数料は5万円 + 5万円となる。
- 一つの訴えで請求する場合には、訴えで主張する利益（全部で1000万円）は共通するので、手数料は5万円となる（9条1項但書）

共同訴訟の類型

	合一確定の必要性	共同当事者になることの必要性
通常共同訴訟	×	×
類似必要的共同訴訟		×
固有必要的共同訴訟		

通常共同訴訟（[39条](#)）

- 共同訴訟人が各自独立して訴訟追行をなす権能が認められている場合を通常共同訴訟という。
- 例えば
 1. 数人の不可分債権者の請求、数人の不可分債務者に対する請求
 2. 数人の連帯債務者に対する弁済請求
 3. 同一不動産に関して数人に対する所有権確認請求

通常共同訴訟人独立の原則（[39条](#)）

- 共同訴訟人の一人がなした訴訟行為およびこの者に対する訴訟行為の効果は、他の共同訴訟人には及ばない。
- 共同訴訟人の一人に生じた中断・中止の効果（[124条](#)・[131条](#)・[132条](#)）は、他の共同訴訟人には及ばない。
- 弁論の分離・制限・一部判決ができる。
- 上訴不可分の原則は共同訴訟人間では適用されない。

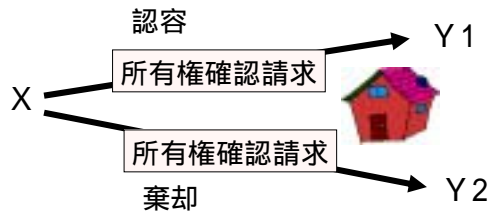
通常共同訴訟における主張独立と証拠共通

- **主張独立の原則** 共同訴訟人独立の原則([39条](#)1項)の適用
- **事実認定共通（証拠共通）の原則** 事実の一つでしかないから、その認定については自由心証主義が優先し、ある共同訴訟人が申し出た証拠調べの結果を他の共同訴訟人に関係する請求の判断のために用いることができる。その者の弁論の全趣旨も斟酌することができる。

[最高裁判所昭和43年9月12日判決](#)

- 通常共同訴訟人の一人のする訴訟行為が他の共同訴訟人のために効力を生ずることはない。
- たとえ共同訴訟人間に共通の利害関係が存するときでも同様である。
- 共同訴訟人が相互に補助しようとするときでも、補助参加の申出をすることを要する。（当然の補助参加関係の否定）

たとえば



通常共同訴訟人独立の原則により、上記のように、同一不動産について、共同被告の一人との関係では請求が認容され、他方との関係では棄却されることもありうる。

共有関係と共同訴訟

- 不動産上の権利の共有
 1. 第三者に対する共有者からの訴え
 2. 第三者の共有者に対する訴え
 3. 共有者内部の争い
- 知的財産権の共有
 1. 登録による権利発生の前
 2. 登録による権利発生の後

C1. 最判昭和31年5月10日

- 不動産の共有権者の一人がその持分に基き登記簿上の所有名義人に対してこの者への所有権移転登記の抹消を求めることは保存行為に属し、各共有者は、その登記の全部の抹消を単独で訴求することができる。

C2. 最判昭和40年5月20日

- 共有持分権の及ぶ範囲は、共有地の全部にわたるのであるから、各共有者は、その持分権にもとづき、その土地の一部が自己の所有に属すると主張する第三者に対し、単独で、係争地が自己の共有持分権に属することの確認を訴求することができる。

C4. 最判平成15年7月11日

- 不動産の共有者の一人は、共有不動産について全く実体上の権利を有しないのに持分移転登記を経由している者に対し、単独でその持分移転登記の抹消登記手続を請求することができる。

これらの判例の基礎にある考えは、

- 各共有者は、自己の利益を守るために、共有者としての権利を単独で行使することができる。
 1. 共有持分権
 2. 共有持分権に基づく物上請求権（保存行為として行使できる）

C7. 最判昭和43年3月15日

- 土地の所有者が建物の共同相続人に対して建物収去土地明渡を請求する訴訟は、通常共同訴訟である。
 1. 共同相続人の建物収去土地明渡義務は、不可分債務である(民428条)。
 2. 固有必要的共同訴訟であるとする、手続が硬直的になって、無駄が生じやすい。
 3. 地上建物が共同相続されたがその登記がない場合などには、土地所有者が建物の共有者を確認できるとは限らない。

C8. 最判昭和45年5月22日

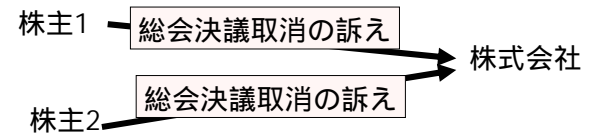
- 不動産賃貸人の共同相続人らは、賃貸物を使用収益させるべき賃貸借契約上の債務を各自が不可分に負担し、賃借人は、相続人の一人に対しても右債務の全部の履行を請求することができる。

必要的共同訴訟（40条）

- 各共同訴訟人に対する判決をその内容が矛盾しないように確定させること（合一確定）が必要な共同訴訟。共同訴訟人の一人が受けた判決の効力が他の共同訴訟人にも及ぶ場合がこれにあたる。
- 主債務者と保証人が共同被告となっている場合は、合一確定が論理的に（のみ）要求される場合であり、必要的共同訴訟にならない。

類似必要的共同訴訟

- 訴訟の開始にあたっては各自単独でも当事者適格を有するが、共同訴訟となった場合には合一確定が要請される訴訟



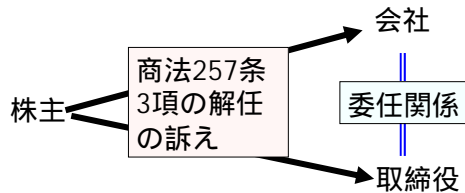
類似必要的共同訴訟の例

- 株主代表訴訟（商267条） C 22. 最判平成12年7月7日
- 住民代表訴訟 C 20. 最判平成9年4月2日
- 合一確定の必要性が高い共同権利関係 C 13. 最判平成14年2月22日 (商標権の共有の事例)

固有必要的共同訴訟

- 合一確定の必要があり、かつ、共同訴訟とすることが法律上強制される訴訟
- 例
 1. 第三者が提起する婚姻取消の訴え
 2. 取締役解任の訴え C 21. 最判平成10年3月27日
 3. 遺産確認の訴え C 16. 最判平成9年3月14日、最判平成元年3月28日

取締役解任の訴え



- 法律関係の解消を目的とする形成の訴えである。
- 職務遂行に関する不正行為があったか否かが重要な争点になるから、取締役の手續保障が必要である。

T. Kurita

29

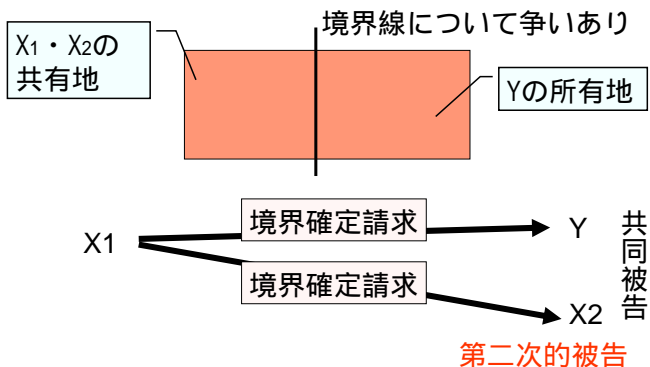
共同提訴を拒む者がいる場合の処理

- 共同提訴を拒む者を被告として訴えを提起し、これにより共同訴訟人となるべき者全員に判決の効力を及ぼして法律関係の合一的確定を図ることが必要となる場合がある。
- 境界確定訴訟に係る土地の共有者の一部の者が確定訴訟の提起を拒む場合について、最判平成11年11月9日がこれを肯定した。

T. Kurita

30

境界確定訴訟に係る土地の共有者の一部の者が訴えの提起を拒む場合



T. Kurita

31

必要的共同訴訟の審理の特則（40条）

- 40条1項 共同訴訟人の一人がした有利な行為は全員のために効力を生ずるが、不利な行為は全員がしなければ効力を生じない。
- 40条2項 相手方の便宜のために、相手方の訴訟行為は、一人に対してなされても、全員に対して効力を生ずる。

T. Kurita

32

続

- 40条3項 訴訟進行の統一を図る必要がある
ので、共同訴訟人の一人について手続の中断ま
たは中止の事由があるときは、全員について訴
訟の進行が停止される。
- 40条4項 共同訴訟人中に被保佐人等がいる
場合に32条1項を準用。

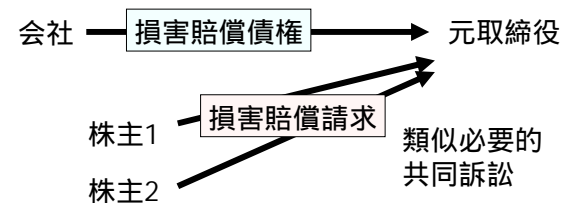
他の共同訴訟人による別訴は許されない

- 判決効の拡張がある場合なので、類似必要的共
同訴訟人となるべき者の一人が訴えを提起した
後で、他の者が同一被告に対して同趣旨の訴え
を提起すると、重複起訴の禁止の規定（[142
条](#)）が適用される。
- この場合には、後訴を提起する者は、係属中の
訴訟に共同訴訟参加すべきである（[52条](#)）。実
例：C 2 6 . [最判平成14年1月22日](#)

共同訴訟人の一部の者のみが上訴した場合

- 固有必要的共同訴訟においては、上訴しなかつ
た共同訴訟人も上訴人として訴訟行為をなすこ
とができるのが原則である
- 類似必要的共同訴訟においては、共同訴訟人の
一部の者のみが上訴した場合に、他の者を強い
て上訴人の地位につける必要はないので、上訴
しなかつた者は上訴人の地位に就かない。C 2
2 . [最判平成12年7月7日](#)

続



第1審が請求棄却判決をした

株主1だけが控訴

控訴しなかつた株主2は、控訴人の地位につかない

特許権等の共有と審決等の取消訴訟

- 特許庁において出願人または特許権者等に不利な審決等がなされた場合に、その審決等の取消訴訟を共有者の一人が単独ですることができるか。

最高裁の立場

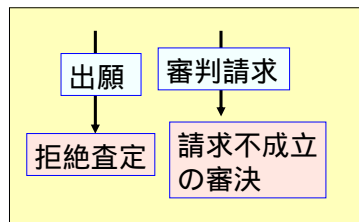
- 最高裁は、特許権等の工業所有権が設定登録により発生することを重視して、共同提訴が必要な場合を限定している。
 1. 設定登録前の段階では、共同提訴が必要（固有必要的共同訴訟）
 2. 設定登録後の段階では、単独提訴が可能（類似必要的共同訴訟）

登録前の審決取消訴訟

C12. 最判平成7年3月7日など

共同してなすことが必要

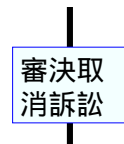
X1+X2



特許庁

固有必要的共同訴訟

X1+X2



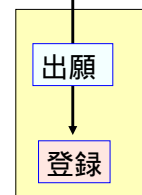
東京高裁

登録後の審決取消訴訟

C13. 最判所平成14年2月22日など

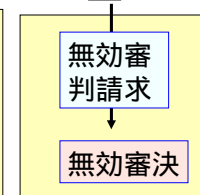
共同してなすことが必要

X1+X2



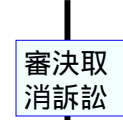
特許庁

A



単独で提訴できる

X1

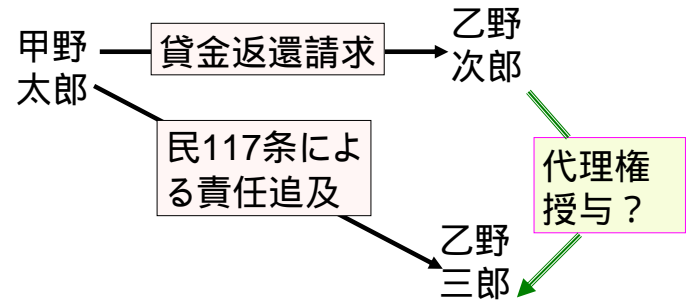


東京高裁

C 11. 東京高判所平成6年1月27日判決

- 共有に係る実用新案登録を受ける権利の共有者の一人が提起した拒絶査定を支持する審決の取消訴訟が適法とされた事例。
- 請求棄却判決が確定した場合には、権利不存在が合一的に確定する。
- 請求認容判決が確定した場合には、審決取消判決の効果は他の共有者にも及び（行訴法32条1項）、手続は審判請求段階に戻り、権利付与の可否についての判断が区々になる事態が生ずることはない。

同時審判申出共同訴訟（41条）



続

- 別々に訴えて、乙野次郎に対する請求は代理権授与なしとの理由で棄却され、乙野三郎に対する請求は代理権授与ありとの理由で棄却されると、原告にとって悲劇となる。
- 矛盾した理由により双方に負けることを避けるために、両方を同時に訴えて、同時に審理裁判してもらうことを可能にするのが、同時審判申出共同訴訟（41条）である。

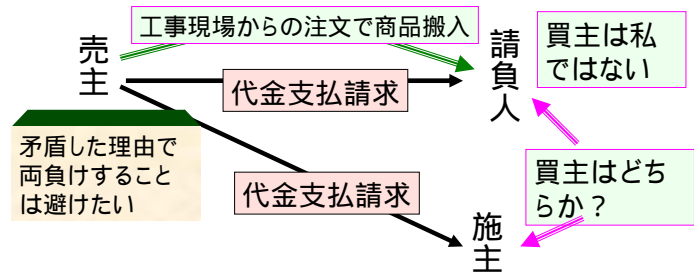
同時審判申出共同訴訟の要件

- 共同被告に対する請求が法律上両立しえない場合に適用がある（一方の請求の主要事実の一部が他方の請求の抗弁事実となる場合）。

事実上併存しえないだけの場合

- 例：
 - 1.原告を傷害したのが共同被告のいずれかであるという場合、
 - 2.原告の契約の相手方が共同被告のいずれかであるという場合
- 41条の類推適用について、見解は分かれる
 - 1.否定説 多数説（立案時の見解）
 - 2.肯定説 現在のところ少数説

契約の相手方が判然としない場合



参考事例： C25 . 最判平成14年1月22日

請求の立て方を工夫してみる

- 第1次的請求 施主が請負人に代理権を授与し、請負人は代理人として注文したから施主が買主として代金支払義務がある。施主が自ら注文したとしても同様である。
- 第2次的請求 施主から請負人に代理権の授与がないのであれば、請負人に対して無権代理人としての責任を追及する。
- 第3次的主張 請負人が施主の代理人としてではなく本人として注文したのであれば、請負人は買主として代金支払義務がある。

同時審判の申出の効果（1）

- この申出があれば、第一審および控訴審における同時審判が保障される（41条1項・3項）。上告審では、同時審判は保障されない。
- 一部判決は、許されない。

同時審判の申出の効果（２）

- 共同当事者の一人に中断事由・中止事由が生じた場合に、中断・中止の効果は他の共同訴訟人には及ばない（40条3項が準用されていない）。
- 一方の共同訴訟人のみが請求を認諾することは、許される。
- 上訴の効果の及ぶ範囲 通常共同訴訟と同じ。